

平成一七年度春期東洋学講座講演要旨
(アジアの歴史と文化を語る)

第四八七回 五月一〇日(火)

イスラーム国家は税金をどのように

取り立ててきたか

——オスマン帝国の徵稅請負制を中心にして——

明治大学教授 水田雄三

本講演では、イスラーム諸王朝において実施された徵稅

請負制の一事例としてオスマン帝国を取り上げた。本論に

先立つて、世界における諸地域におけるこの制度についての概観を行い、帝政期の古代ローマ帝国、アンシャンレジーム期のフランス、インドのムガル帝国においてこの制度が、オスマン帝国同様に、重要性を持つていたことを確認した。西アジアのイスラーム史上においてはアッバース朝以来、ダマーンあるいはカバーラと呼ばれる徵稅請負制が実施されており、それはオスマン帝国のイルティザーム制に受け

継がれた。オスマン帝国では、初期の時代から徵稅請負制が採用されていたようであるが、その実態はまだよくわかつていない。租稅徵収の主要形態であったティマール制(軍事封土制)が十分に機能していた一五・一六世紀においても、アナトリアとバルカン地域の二二%、エジプト州の八〇%は徵稅請負による収入であった。しかし、この制度が広範に普及し、租稅徵収の主要形態となるにいたって歴史上に重要性を獲得するのは、ティマール制が緩みはじめた一六世紀後半以後のことである。その歴史的背景は、直接的にはカブクルと総称される「奴隸身分」の官僚・軍人層の増加とオーストリアなどとの継続的な戦役による財政難とであり、より広範な社会・経済的背景としてはメキシコ・ペルー産銀の流入などによる貨幣經濟の浸透と一部の都市民の手に資本が蓄積されたことが考えられる。

オスマン帝国における徵稅請負制の実施方法は、一般にイスタンブルやカイロなどの大都市において特定の徵稅單位(ムカーテー)の徵稅請負権の競売が行われ、それがしばしば地方の有力者に転売されるという形式を取るが、ダマスカスやアレッポ州では請負を希望する者が州政府に直接申請を行うという形式を取っている。そこで、ダマスカスにおける徵稅請負人と州政府とのやりとりを具体的に記した請負契約簿の一例を示す文書を紹介した。

請負期間は、当初一～三年の短期間（その場合でも競合者の出現によって権利を奪われることが少なくなかった）であったが、短期請負人による再生産を無視した苛酷な収奪による農村の荒廃を防止する目的で一六九五年に終身徵稅請負制が導入された。一八世紀にはこの新しい制度が徵稅請負制の主要形態となつたが、それは地方有力者台頭の一因となつた。

オスマン帝国における徵稅請負制に関する研究の焦点は、この制度と地方名士（アーヤーン）の政治的・經濟的・社會的基盤との關係をめぐる論争である。このため、本講演においてもこの点を中心テーマとした。この論争は、ともするとアーヤーンの富と力の源泉は徵稅請負権にあるのか、それともその利潤が土地へ投下されることによつて形成されたチフトリキ（農場）經營にあるのか、といった二者択一的なものになりがちであった。この論争の近年における傾向は、徵稅請負権およびこれを獲得するための中央権力との抗争がアーヤーン研究、ひいては一九世紀のオスマン帝国史研究にとつて最も重要であるとする傾向が強い。これに對して、筆者は最近トルコのフェルドゥン・エメジエン氏と共同で公刊したカラオスマンオウル家と呼ばれるアーヤーン家系の事實上の始祖ハジ・ムスタファ・アガの財産目録の分析をとおして、この家系の富と力の基盤は、徵稅

請負権だけではなく、チフトリキ經營とその農産物の市場化、市場化のための輸送手段と商業施設、外国人商人との密接な關係、ワクフ（「宗教的」寄進）制度を利用した地域のインフラストラクチャ整備など、複合的な「システム」のうえになりたつてゐることを強調した。

最後に総括として、徵稅請負制は古代ローマ、ムガル帝國、そしてオスマン帝国のよくな広大な領土を持つ国家において典型的に見られるように、国土全体に徵稅官を派遣することに要する莫大なコストの削減を目的として採用された制度であること、國家財政の民営化、あるいは財政難に直面した政府による外債に先立つ内債といつた性格を持つこと、また、ムガル帝国においても見られたように、この制度の導入が地方有力者の台頭を許して王朝の中央集権支配を脅かしたこと、近代に入つてこの制度は漸次廃止される方向に向かつたことなどを指摘した。

第四八八回 五月一七日（火）

「海東の盛國」渤海の文化

東洋文庫研究員
青山学院大学名誉教授

田 村 晃 一

1. 渤海簡史と都城

六九八年、中國東北部、吉林省敦化付近にあつたと考えられている東牟山を根拠地として震國（振國）が誕生した。その最初の王は大祚榮という。大祚榮（高王）は七一二年、唐から「忽汗州都督渤海郡王」に封じられ、これ以後、渤海靺鞨、靺鞨渤海あるいは渤海などといわれるようになつた。

七一九年、大祚榮が亡くなつたあと、大武藝が王となり、大いに国土を拡いた。七二六年になつて、黒水靺鞨の処遇をめぐり弟の門藝と対立し、門藝は唐に亡命した。武藝は唐に門藝を返還するよう交渉したが、唐は言を左右にして応じなかつたため、七三二年、怒つた武藝は部下に命じて登州を襲撃し、その長官を殺害した。唐王朝は武藝討伐の軍を送つたが、渤海討伐は成功しなかつた。しかしこの結果、唐と渤海の関係は冷え込んでしまつた。

渤海の最初の根拠地は東牟山であったが、ある時点で都

を顯州に遷した（史書には「顯州、天寶中主所都」とある）。ところが、何時顯州に遷つたかが不明である。登州攻撃の前とする意見もあるが確定的ではない。私はむしろ登州攻撃以後であつたろうと考えているが、これも確証はない。また、この顯州がどこにあるかは未だに確定されていない。中国吉林省和竜市の中古城が顯州であり、中京顯德府でもあるとされている。中京顯德府であることは確かであるが、顯州であるという証拠は何もない。

七三七年、大武藝が死去して、大欣茂があとを継いだ。大欣茂（文王）の第一の仕事は唐王朝との関係修復であつたであろう。彼は即位の翌年使者を派遣して唐礼と三国志、晉書、三十六国春秋の書写を求めた。大欣茂が心がけたことは、何よりも唐の文物・制度を取り入れることであつた。この最大の表れは、七五五年ころの、長安城を模倣した上京龍泉府の建設であつた。その大きさは東西四・五km、南北三・五km、総面積一五平方キロメートルにおよび、二重の城壁で囲まれていた。城内には多数の宮殿、寺院が立ち並び、屋根には綠釉のかかつた瓦が葺かれていた。

大欣茂は七六二年には渤海郡王から渤海国王に任せられた。いわゆる五京の制度もこの頃に定まつたであろう。しかし、大欣茂は治世の末期、七八五・七八九年ころに都を東京龍原府に遷した。東京龍原府は、一九三七年（昭和一

(二)に鳥山喜一と藤田亮策によつて調査された、吉林省琿春市街西方にある半拉城（八連城）とされ、多くの人の認めるところである。

七九三年、大欣茂が死去し、族弟大元義が王位を継いだが、僅か一年で、国人に殺害され、大欣茂の孫、華璵（成王）を立て、元号を中興とした。そして都をふたたび上京に遷した。こののち、渤海はいつたん落ち着き、八一八年に大祚榮の血筋が絶えた時も、権力の交代はスムースにいき、仁秀、彝震の最盛期を迎えた。しかし九世紀後半になって唐王朝の力が弱まつてくると、渤海の力も次第に弱くなり、唐王朝の滅亡後、力の強くなつた契丹が進出をはじめ、九一六年、渤海は契丹の攻撃によつて、あつけなく滅亡した。

2 渤海の種族問題と墓制

渤海の起源について、大祚榮が高句麗の別種であるとする『舊唐書』の説と、粟末靺鞨であるとする『新唐書』の説があつて、それ以来現在までこの両説の対立はなくならない。考古学には「文字のないところ、墓が歴史を語る」という言葉がある。墓はその墓の被葬者あるいは造営者の属性する種族の歴史的伝統を反映するものであり、同時にその時代性をもよく反映する。また、階級社会であれば、階

級性をも反映する。この意味で、墓制の研究は種族問題を考える手がかりになる。

一九三三・三四年の東亞考古学会による上京龍泉府跡の調査の際、その北西数キロにある三靈屯所在の一石室が調査された。石室はきれいに加工された切石で築かれ、天井は平屋根形であった。内部の発掘は実施せず、古墳周囲の地表面に散在している瓦から、渤海時代のものとされた。

一九四九年、貞惠公主墓が敦化市街地の南数キロにある六頂山の中腹で発見された。すでに盜掘されていたが石製の墓誌が出土し、墓主の一人が大欣茂の次女、貞惠公主であると判明した。墓室の四壁は平たい大小の塊石を積み上げ、床は無文磚を敷き、天井は隅三角持送り法で構築されていた。多くの人の注目を集めたのは、墓誌もさることながら、天井が高句麗で好まれた隅三角持送り法で構築されていたことであつて、高句麗の伝統を受け継いだものと理解され、高句麗と渤海を結びつける有力な証拠とされた。しかし墓誌によれば、公主は結婚していく、夫に先立たれ、幼子を育てていたというのであるから、この墓は夫の墓であつたのではあるまいか。そうするとむしろ夫が高句麗系の人物で、王室と密接な関係を持つていた人物であると考えてもよいわけである。

一九八〇年、今度は吉林省龍井市の南の丘陵上で貞孝公

主墓が見つかった。貞孝公主墓からも墓誌が発見された。

銘文によると貞孝公主は大欣茂の四女で、大興五六六年（七九二）に亡くなったこと、享年三十六歳であったこと、やはり夫に先立たれ幼い女の子を育てて貞節を守っていたといふ。この貞孝公主墓は博で墓室を築き、墓室の壁には一二人の人物像が描かれていた。この墓もやはり盗掘されたが、墓の中から男女各一体分の人骨が発見され、推定年齢も符合することから、夫婦の合葬墓と推定された。この墓の構造や壁面の状況などは唐の墓制と共通するところが多く、そうすると、夫は唐の文物・制度に精通していた人物であろうと思われる。あるいは王の一族で唐に宿衛していた経験のある人物ではなかつたかと考えられる。

では、王そのものの墓はいつたいどんなものであつたろうか。王の属した種族を考えるにはどうしてもこの点を明らかにしなければならない。この意味で注目されるのは「珍陵」である。通常、陵とは王の墓を指す言葉である。貞惠公主墓が発見された当初は、珍陵を大欣茂の墓と考えたが、今では大武藝の墓であろうとされている。これを探す試みもなされたが発見されず、私は王承礼氏の指摘するように、貞惠公主墓の東にある六号墓とするのが妥当であろうと考えている。六号墓は封土の大きさが、直径二二mに達する。墓室は切石でつくられている。遺物は石獅子の

耳、壁画の残片、文様のある壇などが発見された程度であるが、三靈屯の石室がやはり切石を使用していること、あるいは三靈屯古墳の直径が二五mくらいであることなどを思ふると、六号墓が王の墓であつたとしても、おかしくはない。ただ天井の構造が不明であるから、種族問題に直接的な解答を与えるものではない。

これに対し、三靈屯における最近の調査結果は、渤海の王陵研究に新しい視角を与えるものとして注目される。前記した石室墓の背後に、新たに二基の古墳があることがわかり、ここが三基の古墳からなる陵園であると認識されたのである。まだ詳しい報告はないが、二号墳については、石室が切石で構築され、天井が三角持送り法で築かれていること、石室の壁面に女性人物像が描かれていること、人骨や歯牙が多数発見され、児童が多いことなどが明らかにされている。これらのことから、この古墳は王の妻妾の墓と思われ、それが高句麗的手法による墓に葬られていることなどから、王の妻妾は高句麗系であったことが推測される。そして王墓の可能性が高い石室墓が平天井であつたことは、王がむしろ高句麗系ではない可能性が強いことなど暗示するものといわざるを得ない。

3 渤海の押印瓦について

渤海の考古学的調査が開始された当初から、渤海の瓦に文字を陰刻したものや文字印を押捺したものがあることが報告してきた。すでに東亞考古学会の調査以前、鳥山喜一は上京から採集した、印を押した瓦について報告している。ここではこのような瓦を押印瓦と呼ぶ。

原田淑人らは、東亞考古学会の調査によつて上京跡から出土した押印瓦に見られる文字について、一字のもの三七種、二字のもの一〇種、判読し難いもの一二種、合計五九種と報告した。しかしこの数字は平瓦の例だけの数字であつて、例示されたものは七七例にのぼる。

現在、東京大学に保管されている上京出土の押印瓦を一点点ずつ検討し、拓本をとつた結果、平瓦一一五点、丸瓦七五点、計二九〇点にのぼる押印瓦の存在を確認した。これを仔細に検討すると

1 丸瓦と平瓦の両方に見られる文字

尹 仁 延 切 仏 末 王 自 于 舍 福 奴
大 信 一 四 文 字

2 丸瓦のみに見られる文字

干 平(卒) 女 也 寸 丙 李 公 乞 満 豆
地 都 一 三 文 字

3 平瓦のみに見られる文字

保	徳	卯	若	計	蓋	田	牟	下	一	希	述
化	昌	高	何	祐	妃	支	刀	非	有	烏	又
中	會	音	取	失	問	足	乙	馬	日	雍	多
龜	舍	難	仏	十	廿	など	四	二	文	字	

総計六九字に分けられる。他に訛文できないものが十數字ある。

今回の整理作業で気付いた点は、同じ文字の印でも色々な印があつて、決して一つではないということである。たとえば、尹という文字のあるものは、丸瓦と平瓦の両方に見られ、一二三例もあるが、その印には六ないし七種類ぐらいいある。そして丸瓦と平瓦に押された印は異なつている。この六種類の印を同一人物が同一時期に使用したとは考えられない。特別な確証がないかぎり、これらの印は異なる人物であるか、異なるった時期に活動した人物であると考へるのが普通である。上京は一六〇年ほども使用された都であったから、造瓦活動も長い間続いたとみるのが普通であろう。これら六種類の印は異なるった時期に異なるた人物によつて使用されたとみなすべきであろう。

さらにここで注目されるのは、尹字印のみにかぎらず、同じ文字の印でも丸瓦と平瓦では異なつてゐるということである。瓦に印を押すことの意味については、日本ではすでに江戸時代に遡つて考証されていて、武藏国分寺跡から

出土した押印瓦について、その文字が武藏国に所属した郡の名前であるとされ、この考えは多くの人の支持を得てきた。ところが、一九六〇年代になって、藤沢一夫が山城国分寺跡出土の押印瓦に見られた文字（それは明らかに人名であった）を造瓦工人の名前であろうとする考え方を発表した。私はこの藤沢説に同意するものであつて、上京龍泉府跡出土の押印瓦の文字は工人の名前を表すものであろうと考える。しかしそのすべてを工人のそれとするには、余りにも多いのではないかという懸念も残る。なお今後多くの実例にあたつて考へる必要があろう。

第四八九回　五月二四日（火）

妻の質入問題からみた明清中国の法と裁判

東洋文庫研究員
東京大学教授 岸 本 美 緒

東洋文庫では、二〇〇三年度より「前近代中国の法と社会」研究班の活動が開始されているが、そこで焦点の一つとなつてゐるのは、宋から清代における民事法の問題である。帝政時代の中国では刑事法と民事法との概念的な区別はなされておらず、土地売買や家族などにかかる法律は、

軽微な犯罪に關わる規定として律などの法典のなかに散在するにとどまり、民事法典としての体系的な發展を見せなかつた。また、こうした民事的な問題に關わる裁判においても、法の条文が引かることは概して稀であつた。しかしそれにもかかわらず、広大な中国で活発な取引が行なわれていたとすれば、それを支える民事的な秩序はどのように保たれていたのか、といった観点から、民事的事案をめぐる慣習と法、紛争と裁判、といった問題が注目されている。

本講演では、妻の質入という問題を切り口に、この問題を考へてみたい。民国時代の調査によれば、妻の質入は、浙江東部や福建北部、陝西や甘肅といった一部の地方でかなり定着した慣行となつていて。夫が妻を質に入れる「典妻」のほかに、妻が主導して新しい夫を入れる「招夫」の慣行も存在した。その起源は明らかでないが、宋代には長江下流域にこのような慣行が存在したことは確實である。このような取引が、不動産と同様に代価や期限を明記した契約書を立てる一種のビジネスライクな形式によつて、統けられていたのである。

法律上は、妻の質入や売買は明確に禁止されていた。明律や清律のなかでは、三つの文脈で妻の質入・売買行為が禁止されている。即ち、妻の質入・売買は、不正な婚姻で

あるとともに、人身売買への加担であり、また姦通を承認することでもあったからである。いずれも、当事者を杖刑に処し、代価は多くの場合没収して契約を無効とすることが定められていた。しかし、清代中期から、「因貧卖妻」即ち、貧困で生活できずに妻を売った場合は、人倫にはずれた行為として处罚はするが契約そのものは有効として妻を後夫に与えるという規定がいくつかの地方で作られ、法と現実との間の距離を縮める努力が払われた。以上のように、夫が勝手に妻を売ることは法律上は許されなかつたわけだが、それは妻の人権という見地からではなく、不正な婚姻や姦通行為、人身売買といった道徳にもとる行為を厳しく取り締まるという、道徳秩序の維持という観点からの禁止であった。一般に帝政時代の中国の家族の性格を「家父長制」という語で表現することが多いが、中国の場合、夫の妻に対する権力は、道徳秩序の上で相対的に上に立つものとしての権力であつて、家族を所有物の如く自由に处分できる権利があつたわけではない。

地方の裁判では、妻の質入や売買に関する訴訟もとりあげられているが、そこでの裁きで特徴的であるのは、多くの場合、妻の売買・質入を禁じている法の条文には全く言及されずに、契約違反や強請たかりの類が叱責・处罚の対象となり、むしろ「正当な契約の保護」という側面が表に

出していることである。しかしそうした「契約自治」が裁判の目標であつたのかといえばそうではなく、家族秩序を破壊すると考えられた親族同士の婚姻や、子供に会いたさに妻が逃げ戻つてきた例などについては、契約の取り消しが命じられている。妻の質入・売買のように、法と社会の実態が大きく乖離している問題については、地方官は、社会の実態に沿つた判断をせざるを得なかつた。それは、紛争を起こして社会の安寧を乱す者は誰かを見つけ出して彼らを叱責・懲罰し、止むを得ない事情には温情で対処する、という方法であり、全体として、とりあえず社会の安寧を維持することが目標とされていたといえる。ここに見られる裁判官の態度は、法準拠的とは言いがたいが、現実問題の解決法としては必ずしも恣意的とはいえない。

前近代中国における妻の質入・売買について考える際、単純に家父長制概念を適用したり、或いは法に準拠しない裁判の恣意性を指摘したりするのではなく、より丁寧に分析することによって、当時の社会の生き生きとした様相を窺い見ることができるだろう。